

諮問庁：個人情報保護委員会委員長

諮問日：令和元年6月17日（令和元年（行情）諮問第98号）

答申日：令和2年10月27日（令和2年度（行情）答申第320号）

事件名：日本年金機構の再委託問題（特定法人等）について対応した意思決定過程が分かる文書の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙の1に掲げる文書（以下「本件対象文書」といい、これを具体的に特定した別紙の2に掲げる文書1ないし文書6を、順に、「文書1」ないし「文書6」という。）につき、その一部を不開示とした決定については、審査請求人が開示すべきとする部分を不開示としたことは、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成31年2月15日付け個情第363号により個人情報保護委員会事務局長（以下「処分庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

（1）審査請求書

ア 法5条5号及び6号の解釈について

原処分の不開示理由の根拠条文は、ほとんどが法5条5号及び6号イであるため（以下、第2の2において、法5条5号を「5号」、同条6号イを「6号イ」という。）、前提として、これらの条文解釈について述べる。

5号は、開示請求の対象となる行政文書の中には、行政機関等としての最終的な決定前の（決裁等の事案処理手続が終了していない）事項に関する情報が少なからず含まれることになるため、これらの情報を開示することによって、外部からの干渉、圧力等によりその率直な意見の交換、意思決定の中立性が損なわれたり、未成熟な情報が確定的情報と誤解され国民の間に混乱を生じさせたりすることのないようにする必要がある一方、「国民の的確な理解と批判の下にある公正で民主的な行政の推進」（法1条）という法の目的に照らせば、最終的な意思決定前に情報を開示することが必要なことが少なくないため、審議、検討又は協議に関する情報の公開に際して

は、政府のアカウントビリティの観点から開示することによる利益と、開示により適正な意思決定等にもたらされる支障を比較衡量する必要があるとしたものである（特定書籍A〇頁以下、同旨総務省行政管理局編「詳解 情報公開法」71頁）。

そこで、5号の規定するそれぞれの支障について「不当に」という文言が付加され、行政文書の情報の性質により、個別的具体的な判断に基づき、行政機関の適正な意思決定に支障を及ぼすおそれの有無及び程度と開示の利益を比較衡量し、不開示とされる情報の範囲が必要な場合を超えて広がらないように配慮しているのである（特定書籍B〇頁、前掲総務省行政管理局編71頁）。

したがって、5号の「不当に」とは、審議、検討等途中の段階の情報を公にすることの公益性を考慮してもなお、適正な意思決定の確保等への支障が看過しえない程度のもの（開示のもたらす支障が重大な場合であり、不開示とすることに合理性が認められる場合）を意味する（前掲特定書籍A〇頁以下、同旨前掲総務省行政管理局編74頁）。

また、その「おそれ」は、単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性がなければならない。

次に、6号について、前掲総務省行政管理局編78頁は、「本規定は、行政機関の長に広範な裁量権限を与える趣旨ではなく、各規定の要件の該当性を客観的に判断する必要がある、また、事務又は事業がその根拠となる規定・趣旨に照らし、公益的な開示の必要性等の種々の利益を衡量した上での「適正な遂行」といえるものであることが求められる。「支障」の程度は名目的なものでは足りず実質的なものが要求され、「おそれ」の程度も単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性が要求される」としている。

イ 本件の一部不開示について

原処分は、合計326頁の一部開示文書について、各頁右下に付番した頁番号のみによって不開示部分を特定し、不開示部分のほとんどについて、5号及び6号イを不開示の根拠として挙げている。

具体的には、例えば、1頁から25頁は全頁が全面的に墨塗りされているが、これらの不開示部分のうち、どの部分が5号を根拠とし、どの部分が6号イを根拠とするものかが不明である。このことは、26頁以下の不開示部分についても同様である。

上記したように、5号と6号とでは不開示とする根拠が異なり、不開示が正当化される事情も異なる。

処分庁において、本件の部分不開示部分全てについて、5号を根拠とする不開示部分にはどのような内容が記載されており、当該不開

示部分を開示すると、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性を、「不当に」、すなわち審議、検討等途中の段階の情報を公にすることの公益性を考慮してもなお、適正な意思決定の確保等への支障が看過しえない程度に損なう「おそれ」があること（＝単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性があること）について、具体的に説明されるよう求める。

同様に、6号イを理由とする不開示部分についても、各頁について、それぞれどのような内容が記載されており、当該不開示部分を開示すると、6号イがいう「監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ」が単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性が要求される程度にあることについて、具体的に説明されるよう求める。

276頁以下の不開示部分について、法5条1号を理由とする不開示部分があるが、具体的にどの墨塗り部分が同条1号による不開示であるかが判然としないため、これを特定していただくよう求める。

原処分不開示理由の説明のうち、「委員の海外渡航承認に関する情報については、委員の委員会用務外での海外渡航の期間や渡航先に関する情報が含まれることから、委員のプライバシーを侵害するおそれがある」との記載が同条1号による不開示の理由と思われるが、同号は文言上、「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）」のうち、①「当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの」又は②「特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を不開示とできる旨を規定している。

しかし、「委員の海外渡航承認に関する情報」が「個人に関する情報」に該当するか、疑問があるし、この情報が上記①又は②のいずれに該当するかについても不明である。

さらに、個人情報保護委員会（以下「委員会」という。）委員は、両議院の同意を得て内閣総理大臣が任命する国家公務員であることからすると（個人情報保護法（個人情報の保護に関する法律を指す。）63条、64条参照）、仮に、この不開示部分が1号本文に該当するとしても、公務員等の職務に関する情報として同号ハに該当し、開示すべき場合にあたると考えられる。

（2）意見書

諮問庁から提出された理由説明書（下記第3を指す。以下同じ。）を

踏まえて、次のとおり、意見を述べる。

ア 書式や項目名まで墨塗りした原処分の一部不開示

諮問庁は、原処分が妥当であるとの意見を述べる。

しかし、文書の名称や書式・文書の項目等の外形的な部分を含む頁全体が5号又は6号イに該当するとは考えられず、少なくとも文書の外形的な部分を墨塗りする必要はないはずである。

外形的な部分も含めた頁全体の墨塗りは、それ自体、諮問庁において一部不開示のやり方が理解されておらず、過度に広汎に不開示と判断してしまったことを窺わせる。

イ 不開示情報の特定と不開示理由の説明について

(ア) このような過度に広汎な墨塗りもあって、審査請求人において、一部不開示部分とその不開示理由との対応関係が具体的にわからない状態にある。審査請求人は、審査請求書（上記（1）を指す。以下同じ。）でこのことを指摘して、各文書について、具体的にどの部分の記述が5号を理由とする不開示であるかとその具体的な理由、どの部分の記述が6号イを理由とする不開示であるかとその具体的な理由を諮問庁において説明されるよう求めた。

(イ) しかし、諮問庁から提出された理由説明書には、上記についての具体的な説明がない。

例えば、理由説明書では、5号該当性について、不開示文書のうち、どの頁のどの記載部分かを具体的に特定することなく、「委員会における意思形成過程等に係る文書であり、そのような文書を開示することにより、監督権限の行使について、率直な意見交換等に支障を及ぼすとともに、国民の間において混乱を招くおそれがある」と書かれているが、このような具体性のない不開示理由では、審査請求人が審査請求書で説明した5号該当性を満たすとはとても考えられない。

6号イに該当するとして不開示とした部分に関する諮問庁の説明についても同様である。不開示文書のうち、どの頁のどの記載部分かを具体的に特定することなく理由を説明しても、同号該当性を満たすとはとても考えられない。

ウ ヴォーンインデックスの必要性

(ア) 本件一部不開示文書は合計326頁にも及ぶ分量であり、①不開示部分にどのような種類の情報が記録されており、②どのような理由で不開示事由に該当するかを文書の所持者たる諮問庁において説明されなければ、審査請求人において、当該一部不開示が法に規定する不開示事由に当てはまるかどうかについて、的確に意見を述べることができない。

(イ) 原処分の不開示理由の説明は、表形式にしてわかりやすくまとめ
たように見えるが、「不開示部分」欄には「意思形成過程等に係る
事項」「検査に係る事項」といった5号及び6号の文言の一部の抜
粋しか書かれておらず、①不開示部分にどのような種類の情報が記
録されているかの説明がない。

(ウ) 本件一部不開示処分を維持されるのであれば、諮問庁において、
各不開示部分にどのような種類の情報が記録されているかを各文書
の項目ごとに説明されるよう求める。貴審査会からも、諮問庁に対
して、情報公開・個人情報保護審査会設置法9条3項に基づき、上
記内容の説明資料（ヴォーンインデックス）を審査会に提出するよ
う求められたい。

なお、諮問庁からかかる説明資料が提出された際は、改めて請求
人が意見を述べる機会を与えていただくよう求める。

エ 委員会議事録について

(ア) 委員会の議事録は、ウェブ上で公開されている公表文書であり、
不開示事由に該当しない。

(イ) 委員の海外渡航承認に関する情報について、理由説明書では、
「個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日
その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの」に
該当すると説明されている。

(ウ) しかし、理由説明書や原処分の不開示理由を見ても、当該情報が
276～326頁のどの頁のどの部分に記載されているか不明であ
り、法5条1号該当性を説明する前提として、不開示部分を特定で
きないと言わざるを得ない。また、海外渡航期間や渡航先に関する
情報は、「氏名、生年月日その他の記述等」から特定の個人を識別
することができる情報ではない。

(エ) この情報が記載されている部分はせいぜいで議事録の数行程度と
推測されるが、まず諮問庁において、本件不開示文書の276頁か
ら326頁のどの部分にこの情報が記載されているかを特定されたい。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件対象文書について

平成30年11月29日付け文書により請求人から委員会に対して行わ
れた行政文書の開示請求に対し、法9条1項の規定により、委員会が一部
開示とした原処分は妥当であり、本件審査請求は棄却すべきと考える。

2 原処分の妥当性について

原処分に係る開示請求は、本件対象文書の開示を求めたものである。
当該請求に対して一部不開示とした部分のうち、日本年金機構及び厚生

労働省に対する監督に関連する文書（以下、第3において「本件通知文書」という。）において法5条5号に該当することを理由とした部分については、委員会における意思形成過程等に係る文書であり、そのような文書を開示することにより、監督権限の行使について、率直な意見交換等に支障を及ぼすとともに、国民の間において混乱を招くおそれがあることを不開示の理由としたものである。

また、当該請求に対して一部不開示とした部分のうち、本件通知文書において法5条6号に該当することを理由とした部分については、検査先におけるセキュリティ等に関する情報であり、当該情報を公にすることで、セキュリティの脆弱性等を公表することに繋がるとともに、検査への協力が得られなくなるなど、今後の検査活動に支障を来すおそれがあることを不開示の理由としたものである。

さらに、当該請求に対して一部不開示とした部分のうち、委員会議事録において法5条5号及び6号イに該当することを理由とした部分については、検査先における管理状況等に関する委員の見解等の審議・検討に関する内容が含まれ、公にすることにより、今後の委員会内部での率直な意見交換に支障を及ぼすとともに、国民の間に混乱を招くおそれがあることや、議事録には検査先におけるセキュリティ等に関する情報も含まれており、当該情報を公にすることで、セキュリティの脆弱性等を公表することに繋がるとともに、検査への協力が得られなくなるなど、今後の検査活動に支障を来すおそれがあることを不開示の理由としたものである。また、法5条1号に該当することを理由として不開示にした部分については、委員の委員会用務外での海外渡航の期間や渡航先に関する情報が含まれており、当該情報は公務員等の職務の遂行に係る情報には該当しないため、法5条1号に規定する「個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの」に該当することを不開示の理由としたものである。

以上のことから、原処分は妥当であると考える。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和元年6月17日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年7月5日 審議
- ④ 同月16日 審査請求人から意見書を收受
- ⑤ 令和2年9月4日 本件対象文書の見分及び審議
- ⑥ 同年10月23日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

(1) 本件開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象文書の一部を法5条1号、5号及び6号イに該当するとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、原処分の取消しを求めているが、諮問庁は、原処分を妥当としている。

(2) 処分庁は、原処分において、本件対象文書について、①作成過程の文書、②委員会関係資料、③決裁文書、④通知文書及び⑤委員会議事録に係る情報が記録されているとして、その一部を不開示（不開示とされた理由は別表の「法5条の適用号」欄及び「不開示理由」欄記載のとおり。）としている。

審査請求人は、本件開示請求書、審査請求書及び意見書によれば、日本年金機構の再委託問題について委員会が対応した意思決定過程が分かる文書及び委員会委員の海外渡航承認に関する情報の全てを開示するよう求めているものと解される。

したがって、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、文書1ないし文書5の全て及び文書6の個人情報保護委員会議事録のうち、日本年金機構の再委託問題に係る部分及び委員会委員の海外渡航承認に関する情報に係る部分（以下「本件不開示部分」という。）の不開示情報該当性についてのみ検討する。

2 本件不開示部分の不開示情報該当性について

(1) 作成過程の文書（法5条5号及び6号イ）について

ア 当審査会において本件対象文書を見分したところ、文書1の通し頁の1頁ないし25頁（以下、通し頁について、単に頁のみで記載する。）並びに文書4の96頁ないし139頁及び141頁ないし210頁（いずれも全部）は、立入検査の結果を踏まえた通知内容について、個人情報保護委員会事務局（以下「委員会事務局」という。）内部で検討した文書であり、文書5の258頁ないし264頁（全部）は、厚生労働省及び日本年金機構による改善状況報告の内容について、委員会事務局内部で検討した文書であり、当該不開示部分は、別表に掲げる通番1、通番33、通番34及び通番53の「不開示部分」欄及び「不開示内容の要旨」欄各記載のとおりと認められる。

イ 諮問庁は、上記アの不開示部分について、上記第3の2及び上記ア記載の各通番の「不開示理由」欄記載のとおり説明し、当審査会事務局職員をして更に確認させたところ、次のとおり補足して説明する。

(ア) 上記アの不開示部分は、作成過程の文書であり、立入検査で把握した問題点（当該立入検査先における特定個人情報の漏えいにつながりかねない安全管理措置の不備等）や指摘に至るまでの背景（当該立入検査先において講じている特定個人情報の安全管理措置の内

容)のほか、当該立入検査結果を踏まえた通知事項の内容等に関する委員会事務局職員の意見が記載されているところ、当該情報は検討に関する情報であり、これらの情報が公になった場合、今後の同種の検討作業における検討内容が推察され、職員が自己の意見を述べることに消極的になる等、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある。

(イ) 標題や頁番号、項目番号等の部分についても、作成過程の文書の当該情報が委員会関係資料のものと大きく異なっていた場合、例えば大幅に増加していた場合は、実地での確認後に個人の権利利益を害する何らかの重大な事態が生じているのではないかと推察されるおそれがあり、反対に大幅に減少している場合は、監督権限の行使について、委員会事務局内で何らかの消極的な意見交換が行われたものではないかとの旨、検討内容を推察されるおそれがあり、ひいては国民の間において混乱を招くおそれがあるため、当該部分を含め不開示とした。

ウ そこで検討するに、本件対象文書の見分結果によれば、上記アの各不開示部分は、作成過程の部分であり、委員会が立入検査で把握した問題点及び改善を要する事項並びに厚生労働省及び日本年金機構における改善状況等が詳細かつ具体的に記載され、これらを踏まえた通知事項の内容に係る委員会事務局職員の意見が記載されているものと認められる。

そうすると、これらの情報を公にすると、今後の同種の検討作業における検討内容が推察され、職員が自己の意見を述べることに消極的になるなどして、率直な意見交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある旨の上記イの諮問庁の説明は、不自然、不合理とまでは認められない。

したがって、当該不開示部分については、法5条5号に該当することが認められ、同条6号イについて判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

(2) 委員会関係資料(法5条5号及び6号イ)について

ア ①文書1の26頁ないし40頁、②文書2の66頁ないし78頁、③文書3の79頁、80頁、83頁及び84頁、④文書4の211頁ないし217頁、220頁ないし229頁、⑤文書5の265頁、266頁及び268頁ないし275頁は、特定回Aないし特定回Eの委員会関係資料であり、当該不開示部分は、別表に掲げる通番2ないし通番13、通番26ないし通番32、通番35ないし通番42及び通番54ないし通番58の「不開示部分」欄及び「不開示内容の要旨」欄各記載のとおりであると認められる。

イ 諮問庁は、上記アの不開示部分について、上記第3の2及び上記ア掲記の各通番の「不開示理由」欄記載のとおり説明し、当審査会事務局職員により更に確認させたところ、次のとおり補足して説明する。

(ア) 表題の一部（別表記載の通番2，通番3，通番35及び通番36）を不開示としたのは、委員会の付議の回数に係る情報であり、開示により当該回数を推察されると、回数が多く推察されたものについては、重大な問題が生じているとの誤解や混乱を国民の間に招くおそれがあることによる。

また、付議回数分かり、どの程度の審議が重ねられているのかなど、当委員会の審議体制及び審議の実態が明らかにされ、立入検査先において委員会審議に対する対策の構築等を容易にさせる等、今後の検査活動に支障を来すおそれがある。

(イ) 通知により指摘した事項に対する改善状況の報告期日（別表記載の通番10）については、当該期日が通常よりも長く取られている場合、個人の権利利益に係る重大な事案が発生しているとの誤解や混乱を国民の間に招くおそれや、当該期日までの間は、立入検査先のセキュリティの脆弱性等の指摘事項が改善されない期間でもあると推察され、当該立入検査先に対し、外部からの攻撃など何らかのセキュリティ・インシデントを生じさせるといった事態も想定され、ひいては、立入検査先においてそのような事態を懸念し、検査官の聴取や資料提出の際にその内容が空疎・曖昧な内容に止められるほか、あえて報告を行わないなどの措置がなされる等、今後の立入検査に非協力的・消極的な対応がなされるおそれがある。

(ウ) 上記（ア）及び（イ）を除くその他の上記不開示部分については、立入検査で把握した問題点（当該立入検査先における特定個人情報の漏えいにつながりかねない安全管理措置の不備等）や指摘に至るまでの背景（当該立入検査先において講じている特定個人情報の安全管理措置の内容）のほか、当該立入検査に関する審議内容、各委員の当該問題点に対する考え方等が記載されている。

当該不開示部分が開示された場合、委員会における審議の手法や観点等が明らかとなり、今後、同種の事案の内容の審議・検討において、各委員の立場や考え方が明らかとなることで、それらが部外での評価・検討の対象にされることとなり、今後の委員会における審議等において、各委員が忌たんのない意見を自由に述べることを求めることが困難となるおそれがある。

ウ そこで検討するに、上記アの各不開示部分には、上記イ（ア）ないし（ウ）の情報が詳細かつ具体的に記載されていると認められる。

そうすると、上記イ（ア）及び（イ）の情報を公にすると、今後の

立入検査における立入検査先の非協力的・消極的な対応がなされるおそれがあると認められることから、法5条6号イに該当する。

また、上記イ（ウ）の情報を公にすると、今後の同種の事案の内容の審議・検討において委員会における率直な意見の交換が不当に損なわれる等のおそれがあると認められることから、法5条5号に該当する。

したがって、当該不開示部分は、法5条5号及び6号イに該当するため、不開示としたことは妥当である。

（3） 決裁文書（法5条6号イ）について

ア 当審査会において本件対象文書を見分したところ、文書1の43頁ないし46頁及び49頁ないし52頁、文書4の233頁ないし236頁及び240頁ないし243頁は、委員会が日本年金機構及び厚生労働大臣に通知する「検査結果の通知について」に係る決裁文書であり、当該不開示部分は、別表に掲げる通番14ないし通番19及び通番43ないし通番46の「不開示部分」欄及び「不開示内容の要旨」欄各記載のとおりであることが認められる。

イ 諮問庁は、上記アの不開示部分について、上記第3の2及び上記ア掲記の各通番の「不開示理由」欄記載のとおり説明し、当審査会事務局職員により更に確認させたところ、次のとおり補足して説明する。

（ア）当該文書には、立入検査で把握した特定個人情報を取り扱う上で
の問題点（当該立入検査先における特定個人情報の漏えいにつながりかねない安全管理措置の不備等）のほか、当委員会が指摘に至るまでの背景（当該立入検査先において講じている特定個人情報の安全管理措置の内容等）が記載されている。

（イ）上記（ア）の情報が公になると、改善措置が講じられるまでの間、立入検査先のセキュリティの脆弱性等の指摘事項が改善されない期間であると推察され、当該立入検査先に対し、外部からの攻撃など何らかのセキュリティ・インシデントを生じさせるといった事態が想定される。

（ウ）また、当該文書の開示により、立入検査先が非公開としている特定個人情報に関する取扱要領等や当該取扱要領等に基づき実施されている特定個人情報の取扱いに係る取組状況が公にされ、一般的に認識されることとなり、今後の立入検査において、検査官の聴取や資料提出の際に、その内容が空疎・曖昧な内容に止められるほか、あえて報告等を行わないなどの措置がなされ、立入検査に非協力的・消極的な対応がなされるおそれがある。

ウ そこで検討するに、上記アの各不開示部分には、立入検査により把握した問題点及び改善を要する事項が詳細かつ具体的に記載されてい

るほか、通知により指摘した要改善事項に係る改善状況の報告期限の日付が記載されていることが認められる。

そうすると、これらの情報を公にすると、今後の検査活動に支障を来すおそれがあると認められる。

したがって、当該不開示部分は、法5条6号イに該当し、不開示としたことは妥当である。

(4) 通知文書（法5条6号イ）について

ア 当審査会において本件対象文書を見分したところ、文書1の53頁ないし64頁及び文書4の244頁ないし257頁は、委員会が日本年金機構及び厚生労働大臣に通知した「検査結果の通知について」と題する文書（平成30年3月8日付け及び同年9月26日付け）であり、当該不開示部分は、別表に掲げる通番20ないし通番25及び通番47ないし通番52の「不開示部分」欄及び「不開示内容の要旨」欄各記載のとおりであることが認められる。

イ 諮問庁は、上記アの不開示部分について、上記第3の2及び上記ア掲記の各通番の「不開示理由」欄記載のとおり説明し、当審査会事務局職員をして諮問庁に対し更に確認させたところ、上記（3）イと同様に、補足して説明する。

ウ そこで検討するに、上記アの不開示部分は、上記（3）ウと同様の理由により、法5条6号イに該当し、不開示としたことは妥当である。

(5) 委員会議事録

ア 意思形成過程等に係る事項（法5条5号）及び検査に係る事項（法5条6号イ）について

(ア) 当審査会において本件対象文書を見分したところ、文書6の276頁ないし326頁は、特定回Aないし特定回Eの委員会の議事録であり、審査請求人が審査請求を求めている日本年金機構の再委託問題に係る部分は、282頁の9行目ないし末行目、283頁の全部（頁番号を除く。以下（ア）において同じ。）、284頁の全部、285頁の1行目ないし16行目、300頁の9行目ないし末行目、301頁の全部、310頁の28行目ないし末行目、311頁の1行目ないし22行目、315頁の25行目ないし末行目、316頁の全部、317頁の全部、318頁の全部、319頁の1行目ないし27行目、323頁の33行目ないし末行目、324頁の全部、325頁の全部及び326頁の1行目ないし24行目の部分であり、当該不開示部分は、別表に掲げる通番59ないし通番68及び通番70ないし通番72の「不開示部分」欄及び「不開示内容の要旨」欄各記載のとおりと認められる。

(イ) 諮問庁は、上記（ア）の不開示部分について、上記第3の2及び

上記（ア）記載の各通番の「不開示理由」欄記載のとおり説明するところ、当審査会事務局職員により更に確認させたところ、次のとおり補足して説明する。

- a 当該不開示部分には、立入検査先における特定個人情報の取扱状況の問題点等について、委員会における審議内容、委員の間で問題とされた事項及び当該事項に関する各種の考え方等が記載されており、上記の各記載部分を見れば、委員会における調査・審議の過程を知ることができるのみならず、各委員の立場やその考え方を推測することができる。
- b 当該不開示部分には、委員会において、委員会関係資料について説明を行うため、立入検査により把握した問題点（当該立入検査先における特定個人情報の漏えいにつながりかねない安全管理措置の不備等）や指摘に至るまでの背景（当該立入検査先において講じている特定個人情報の安全管理措置の内容）のほか、当該立入検査に関する委員会における審議内容、各委員の当該問題点に対する考え方等も記載されている。

当委員会における最終的な意思決定の場は、委員会の会議であることから、各委員は、監督権限の行使に当たり、当該立入検査で把握した問題点に対し、それぞれが自身の考え方等を述べ、議論を行うことが通常であり、委員会として、当該委員の考え方を基に、当該立入検査先に対する今後の方針や検査結果通知等を行うものである。

当該文書は議事録であることから、各委員の発言そのものが記載されているものであり、各委員の立場や考え方そのものが明らかとなることで、それらが部外での評価・検討の対象にされることとなり、今後の委員会における審議等において、各委員が忌たんのない意見を自由に述べることを求めることが困難となり、ひいては、適正な監督権限の行使を行うことができない事態につながりかねず、当委員会の任務の一つである特定個人情報の適正な取扱いを確保できず、国民の間で混乱を招くおそれがある。

そこで検討するに、上記の不開示部分には、日本年金機構及び厚生労働省の立入検査により把握した問題点、改善を要する事項及び改善の取組状況等に係る事務局の説明内容並びに当該説明に対する委員の発言が記録されていると認められる。

そうすると、これらの情報を公にすると、今後の委員会における審議等において、各委員が忌たんのない意見を自由に述べることを求めることが困難となるおそれがあると認められる。

(ウ) 審査請求人は、意見書（上記第2の2（2）エ（ア））において、委員会の議事録は、ウェブサイト上で公開されている公表文書であり、不開示事由に該当しないと主張する。

この点について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁は、特定回Aないし特定回Eにおいて、本件対象文書に該当する審議が行われたものの、委員会のウェブサイトには、本件不開示部分を除いた内容の概要を公表している旨説明する。

上記諮問庁の説明につき、当審査会事務局職員をして委員会のウェブサイトを確認させたところ、特定回Aないし特定回Eの審議内容については、委員会（特定回Aないし特定回E）議事概要として公表されているが、その内容は、諮問庁の上記説明に符合することが認められ、審査請求人の上記主張は採用できない。

(エ) 以上のことから、当該不開示部分は、法5条5号に該当すると認められ、同条6号イについて判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

イ 委員の海外渡航承認に関する事項（法5条1号）について

(ア) 当審査会において本件対象文書を見分したところ、文書6の320頁の6行目ないし11行目において、特定の委員の氏名及び委員会用務外での渡航に係る情報（渡航期間及び渡航先）が記載されており、当該不開示部分は、別表に掲げる通番69の「不開示部分」欄及び「不開示内容の要旨」欄各記載のとおりと認められる。

(イ) 上記（ア）の不開示部分には、特定の委員の氏名が記載されていることから、これらの情報は一体として法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるものに該当すると認められる。

当該特定委員に係る委員会用務外での渡航に係る情報は、法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されているものとは認められず、法5条1号ただし書イに該当しない。また、当該情報は、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要な情報であると認められないことから、同号ただし書ロにも該当せず、また、公務員の職務の遂行に結びつく情報とはいえないことから、同号ただし書ハにも該当しない。

さらに、当該不開示部分の部分開示の可否について検討すると、氏名については、個人識別部分であるから部分開示の余地はない。

渡航に係る情報については、本件においては、仮に氏名を除いたとしても、委員会関係者など一定の範囲の者には当該委員をある程度特定することが可能である。そのため、当該不開示部分を公にすると、これら委員会関係者が当該委員の渡航期間及び渡航先を知り

得ることとなり、当該委員の権利利益が害されるおそれがあると認められるので、法6条2項による部分開示をすることはできない。
(ウ) 以上のことから、当該不開示部分は、法5条1号に該当し、不開示としたことは妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

(1) 審査請求人は、意見書(上記第2の2(2)ア)において、「文書の名称や書式・文書の項目等の外形的な部分を含む頁全体が法5条5号又は6号イに該当するとは考えられず、少なくとも文書の外形的な部分を墨塗りする必要はないはずである。外形的な部分も含めた頁全体の墨塗りは、それ自体、諮問庁において一部不開示のやり方が理解されておらず、過度に広汎に不開示と判断してしまったことを窺わせる。」と主張する。

この点につき、当審査会事務局職員をして諮問庁に対し、外形的な部分を不開示とした理由を確認させたところ、諮問庁は、表題や項目名など頁数を含め、外形的な部分を開示した場合、特定個人情報の取扱いについてどのような点が問題であるのか容易に推察が可能となるほか、表題及び項目の数の多寡等を以て、重大な事案が生じているとの誤解や無用な混乱を生じさせることにつながりかねない旨説明する。

諮問庁の上記説明につき、当該不開示部分の記載内容等に照らせば、これを否定することまではできず、審査請求人の主張は採用できない。

(2) 審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条1号、5号及び6号イに該当するとして不開示とした決定については、審査請求人が開示すべきとする部分は、同条1号、5号及び6号イに該当すると認められるので、妥当であると判断した。

(第1部会)

委員 小泉博嗣, 委員 池田陽子, 委員 木村琢磨

別紙

1 本件対象文書

日本年金機構の再委託問題（特定法人 A や特定法人 B 等）について，個人情報保護委員会として対応した意思決定過程がわかる文書全て

2 処分庁が本件対象文書を更に具体的に特定した文書

文書 1 日本年金機構及び厚生労働省に対して改善を要する事項の通知（特定年月 A）に係る文書

文書 2 日本年金機構及び厚生労働省の改善状況報告（特定年月 B）に関する文書

文書 3 日本年金機構及び厚生労働省に対する指導（特定年月 C）に係る文書

文書 4 日本年金機構及び厚生労働省に対して改善を要する事項の通知（特定年月 D）に係る文書

文書 5 日本年金機構及び厚生労働省の改善状況報告（特定年月 E）に関する文書

文書 6 個人情報保護委員会議事録

（1）特定回 A 議事録

（2）特定回 B 議事録

（3）特定回 C 議事録

（4）特定回 D 議事録

（5）特定回 E 議事録

別表（本件不開示部分ごとの不開示理由）

（注）以下の「不開示理由」欄において、

「検査先におけるセキュリティ等に関する情報であり、当該情報を公にすることで、セキュリティの脆弱性等を公表することに繋がるとともに、検査への協力が得られなくなるなど、今後の検査活動に支障を来すおそれがあるため。」を「理由①」といい、

「意思形成過程等の文書を開示することにより、監督権限の行使について、率直な意見交換等に支障を及ぼすとともに、国民の間において混乱を招くおそれがあるため。」を「理由②」といい、

「議事録のうち、検査に係る情報については、検査先における管理状況等に関する委員の見解等の審議・検討に関する内容が含まれ、公にすることにより、今後の委員会内部での率直な意見交換に支障を及ぼすとともに、国民の間に混乱を招くおそれがあるため。また、議事録には検査先におけるセキュリティ等に関する情報も含まれており、当該情報を公にすることで、セキュリティの脆弱性等を公表することに繋がるとともに、検査への協力が得られなくなるなど、今後の検査活動に支障を来すおそれがあるため。」を「理由③」といい、

「委員の海外渡航承認に関する情報については、委員の委員会用務外での海外渡航の期間や渡航先に関する情報が含まれることから、委員のプライバシーを侵害するおそれがあるため。」を「理由④」という。

文書番号	区分	通し頁	通番	不開示部分	不開示内容の要旨	法5条の適用号	不開示理由
文書1	作成過程の文書	1ないし25	1	全部	意思形成過程等に係る事項、検査に係る事項	5号及び6号イ	理由①及び理由②
	委員会関係資料	26	2	表題の一部	同上	同上	同上
		27	3	表題の一部、表題より下の部分の全部（頁番号を除く。）			
		28	4	表題より下の部分			

				の全部（頁番号を除く。）			
		29, 30	5	全部（頁番号を除く。）			
		31	6	「（参考資料）」より下の部分の全部（頁番号を除く。）			
		32	7	全部（頁番号を除く。）			
		33	8	「（参考資料）」より下の部分の全部（頁番号を除く。）			
		34	9	全部（頁番号を除く。）			
		35, 36	10	本文5行目の一部			
		37	11	表題より下の部分の全部（頁番号を除く。）			
		38, 39	12	全部（頁番号を除く。）			
		40	13	全部			
	決裁文書	43	14	本文5行目の一部	検査に係る事項	6号イ	理由①
		44	15	表題より下の部分の全部（頁番号を除く。）			
		45, 46	16	全部（頁番号を除く。）			
		49	17	本文5行目の一部			
		50	18	表題より下の部分の全部（頁番号を除く。）			
		51, 52	19	全部（頁番号を除く。）			
	通知文	53な	20	本文5行目の一部	同上	同上	同上

	書	いし5 5					
		56	21	表題より下の部分の全部（頁番号を除く。）			
		57, 58	22	全部（頁番号を除く。）			
		59ないし61	23	本文5行目の一部			
		62	24	表題より下の部分の全部（頁番号を除く。）			
		63, 64	25	全部（頁番号を除く。）			
文書 2	委員会 関係資料	66	26	「（別紙）」より下の部分の全部	意思形成過程等に係る事項，検査に係る事項	5号及び6号イ	理由①及び理由②
		67ないし71	27	全部	同上		
		72	28	表題より下の部分の全部（頁番号を除く。）	同上		
		73ないし78	29	全部（頁番号を除く。）	同上		
文書 3	同上	79, 80	30	「記」より下の部分の全部（頁番号を除く。）	同上	同上	同上
		83	31	「（参考資料2）」より下の部分の全部（頁番号を除く。）	同上		

		8 4	3 2	全部	同上		
文書 4	作成過程の文書	9 6 ないし 1 3 9	3 3	全部	同上	同上	同上
		1 4 1 ないし 2 1 0	3 4	全部	同上		
	委員会関係資料	2 1 1	3 5	表題の一部	同上	同上	同上
		2 1 2	3 6	表題の一部，表題より下の部分の全部（頁番号を除く。）	同上		
		2 1 3	3 7	表題より下の部分の全部（頁番号を除く。）	同上		
		2 1 4 ないし 2 1 6	3 8	全部（頁番号を除く。）	同上		
		2 1 7	3 9	全部	同上		
		2 2 0	4 0	表題より下の部分の全部（頁番号を除く。）	同上		
		2 2 1 ないし 2 2 3	4 1	全部（頁番号を除く。）	同上		
		2 2 4 ないし 2 2 9	4 2	全部	同上		
	決裁文書	2 3 3	4 3	表題より下の部分の全部（頁番号を除く。）	検査に係る事項	6号イ	理由 ①
		2 3 4 ないし 2 3 6	4 4	全部（頁番号を除く。）	同上		
		2 4 0	4 5	表題より下の部分の全部（頁番号を除く。）	同上		

		241 ないし 243	46	全部（頁番号を除く。）	同上		
	通知文書	244 ないし 246	47	本文5行目の一部	同上	同上	同上
		247	48	表題より下の部分の全部（頁番号を除く。）	同上		
		248 ないし 250	49	全部（頁番号を除く。）	同上		
		251 ないし 253	50	本文5行目の一部	同上		
		254	51	表題より下の部分の全部（頁番号を除く。）	同上		
		255 ないし 257	52	全部（頁番号を除く。）	同上		
文書 5		作成過程の文書	258 ないし 264	53	全部		
	委員会 関係資料	265	54	表題より下の部分の全部（頁番号を除く。）	同上	同上	同上
		266	55	全部（頁番号を除く。）	同上		
		268	56	「（別紙）」より下の部分の全部（頁番号を除く。）	同上		
		269	57	全部（頁番号を除く。）	同上		

		ないし 274		く。)			
		275	58	「(参考)」より 下の部分の全部 (頁番号を除 く。)	同上		
文書 6	個人情報保護 委員会 議事録	282	59	9行目ないし末行 目	同上	同上	理由 ③
		283, 284	60	全部(頁番号を除 く。)	同上		
		285	61	1行目ないし16 行目	同上		
		300	62	9行目ないし末行 目	同上		
		301	63	全部(頁番号を除 く。)	同上		
		310	64	28行目ないし末 行目	同上		
		311	65	1行目ないし22 行目	同上		
		315	66	25行目ないし末 行目	同上		
		316 ないし 318	67	全部(頁番号を除 く。)	同上		
		319	68	1行目ないし27 行目	同上		
		320	69	6行目ないし11 行目	個人に関 する情報	1号	理由 ④
		323	70	33行目ないし末 行目	意思形成 過程等に 係る事 項, 検査 に係る事 項	5号及 び6号 イ	理由 ③
324, 325	71	全部(頁番号を除 く。)	同上				

		3 2 6	7 2	1 行目ないし 2 4 行目	同上		
--	--	-------	-----	-------------------	----	--	--